

社会福祉法人日本民生福祉協会 富士見が丘いこいの園
(介護予防) 短期入所生活介護事業所運営規定

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人日本民生福祉協会（以下「事業者」という）が開設する富士見が丘いこいの園短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という）が、要介護（要支援）状態にある利用者（以下、「利用者」という）に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所では、利用者が要介護（要支援）状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び、利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|------------------------|
| (1) | 名 称 | 富士見が丘いこいの園 短期入所生活介護事業所 |
| (2) | 所在地 | 静岡県田方郡函南町大竹20-1 |

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 (従業者の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------------------|-------------------------------------|
| (1) | 管理者1人（軽費老人ホームと兼務） | 事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |
| (2) | 医師 1人（非常勤・軽費老人ホームと兼務） | 利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。 |
| (3) | 生活相談員 1人（常勤1人） | 利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。 |
| (4) | 介護職員 4人以上（常勤4人以上） | 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 |

- (5) 看護職員 2人以上（軽費老人ホームと兼務）
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1人以上（軽費老人ホームと兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上（介護職と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) その他の従業者 必要数（軽費老人ホームと兼務）
必要な事務等を行う。

第3章 利用定員と送迎

第5条（利用者の定員）

利用できる定員は10人とし、居室は10室とする。

第6条（通常の送迎実施地域）

通常の送迎実施地域は、函南町および三島市・伊豆の国市とします。ただし、介護予防は函南町とする。

第4章 設備及び備品等

第7条（居室）

全室個室ユニット型で利用者の居室には、ベッド・洗面台・家具等を備品として備える。

第8条（食堂・共同生活室）

事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

第9条（浴室）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

第10条（洗面所及び便所）

事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける。

第11条（機能訓練室）

事業者は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

第12条（介護職員室）

事業者は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備える。

第13条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設ける。

第5章 同意と契約

第14条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

第15条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確認することができる。

第6章 サービスの提供

第16条（（介護予防）短期入所生活介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員の資格を有する生活相談員（以下、「生活相談員」という）に、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画の作成を担当する生活相談員は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 生活相談員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、（介護予防）短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 生活相談員は、（介護予防）短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 生活相談員は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、（介護予防）短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。

第17条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、利用者が可能なかぎりその居宅において、要介護（要支援）状態の維持、もしくは改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、（介護予防）短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第18条（（介護予防）短期入所生活介護の内容）

（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- （１） 日常生活上の介護
- （２） 食事の提供
- （３） 機能訓練
- （４） 健康管理
- （５） 相談・援助
- （６） 送迎

第19条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援する。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食	8 : 0 0	～	8 : 4 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 0 0
夕食	1 7 : 1 5	～	1 7 : 5 0

第20条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

第21条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

第22条（健康管理）

看護職員は、常に健康状況に注意するとともに必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じる。

第23条（その他のサービスの提供）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

第24条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - （1）食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - （2）滞在に要する費用
 - （3）送迎に要する費用
 - （4）理美容代（利用された場合） 実費
 - （5）その他、利用者の嗜好品の購入、行事への参加費などは実費となる。
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

第25条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得る。

第7章 留意事項

第26条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂く。

第27条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂く。

第28条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂く。

第29条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- （１） けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- （２） 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （３） 指定した場所以外で火気を用いること。
- （４） 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- （５） 故意に無断で事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを事業所外へ持ち出すこと。

第30条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- （１） 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。
- （２） その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

第31条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- （１） 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- （２） 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- （３） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 32 条（衛生管理等）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

２ 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。

- （１） 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （２） 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- （４） 前３号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第 33 条（従業者の質の確保）

事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証整備する。

第34条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備を行う。
- （3）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施を行う。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

2 事業者は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第35条（身体拘束）

事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第36条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

第37条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

第38条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- （１） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- （２） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- （３） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- （４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

３ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第39条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

２ 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、月１回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第40条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染対策や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２ 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

３ 事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

第10章 その他

第41条（地域との連携）

事業所の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努

める。

第42条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第43条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第44条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに応じ、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

第45条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第46条（協力医療機関等）

事業者は、緊急時の対応のために、あらかじめ協力医療機関を定めおくものとする。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくものとする。

第47条（その他運営に関する留意事項）

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成27年 10月 1日から施行する。
令和 6年 4月 1日 一部改正する。